

大阪柔整だより

— 事故対応研修会 開催 —

平成 27 年 9 月 26 日(土)午後 3 時より、大阪柔整会館 5 階大ホールにおいて「施術所内で起こりうる事故対応」の研修会が開催された。

第一部の「事故防止セミナー、並びに柔道整復業務における医療事故の現状(事例検証)」では、初めに 株式会社 インターリスク総研 大阪支店 災害・事業RMグループ 主任コンサルタント 笹平 康太郎 様が、「柔道整復業務における具体的な事故例」について講演された。

事故をなくすことは重要な経営課題の 1 つである。事故が起こるとどうなるか?その損失には、通院治療費や賠償金などの直接損失と、労働力(時間)の損失や施術所のイメージ低下、社会的信用の失墜などの間接損失がある。思いがけず起こってしまった事故に対しては、リスクの洗い出しをしてヒヤリハット事例の収集を行う事前対応と、責任者を明確化し、適切な初期対応ができるようにするなどの事後対応の両面から取り組むことが大切である。

一つの重大な事故をなくしていくには、ヒヤリハットの異常に気づいて対策を積み、軽微な事故をなくしていくことが望ましい。

事故は①患者側に潜むリスク②施術者やスタッフに潜むリスク③「場、環境」に潜むリスクの 3 要素が影響し合うことで起こり、起こってしまった事故に対しては、施術者及びスタッフ全員で共有して危機意識を高めていくことが大切だと述べられた。

続いて、三井住友海上火災保険株式会社 関西企業営業第四部第三課 課長 木谷 尚之 様が、「事故防止ならびにクレーム防止体制」について講演された。

最近の事故の傾向として、言いがかりクレームの増加や、賠償金が高額になるケースの増加などがみられ、その背景には患者の損害賠償に対する意識の変化、権利意識の高揚やインターネット等による情報収集・知識の蓄積などがある。

事例として骨折看過やガン看過、マッサージによる骨折を例に挙げ、柔道整復師として果たすべき義務は、しっかりと問診を行い、例え患者が対診を拒んだとしても医師へ受診を促した場合は、施術録に「医科でのレントゲン撮影を促した」と、日時やアドバイス、施術内容を明確、且つ、具体的に記載することを徹底するよう述べられた。

次頁へ続く

前頁より

引き続き、関西火災新種損害サポート部 関西新種第二保険金お支払センター 主任 横田 竜三 様は、本会会員が団体加入している柔整賠償保険について、現在の基本 3 型では対応できないケースが多くなっているのを見直して頂きたいと総括された。

第二部は「医事対策研修会」として、公益社団法人 大阪府柔道整復師会 増井 英明 副会長が講演された。

苦情を聞く際は、いわゆるクレーマーに対しては毅然とした態度で応対し、先方の主張を最後までよく聞き、話を途中で遮らず、誰が何に対して苦情を述べているのか正確に把握することがポイントだと述べられた。

謝罪をする際は、患者に不快感を与えたという一点に絞りお詫びし、仮に施術者やスタッフに医療過誤や落ち度があったとしても、初期動作が素早く誠意ある傾聴と共感ができれば大事に発展することは少なくなると述べられ、「患者と柔道整復師の絆が深まり、問題解決に向かうことができるような“傾聴と共感をベースとした施術”の実践に尽くしてください」と強調された。

ヒューマンエラーを「^{ゼロ}0」にすることは極めて困難であるが、学術の研鑽のみならず、リスクマネジメントも学び、安心できる施術所になるよう努めていかなければならない。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 保険部 理事

介護保険のコラム Vol.7

～ 地域包括ケアシステムの混迷 ～

今年度より始まった地域包括ケアシステムは、従来の施設依存型の介護保険制度は社会保障費増大の原因にあたるとして、「自宅で継続的に高齢者が生活できる様にする」との大きな方向転換となりました。

この為、従来は要介護 1 から特別養護老人ホーム(特養)へ入所できた要件を、要介護 3 以上の方のみにするとの規制を設け、入所待機者の「足切り」が実施されました。

しかし、平成 27 年 9 月 24 日(木)内閣は「介護離職ゼロ」を目標に特別養護老人ホーム(特養)の大幅な整備に乗り出す方針を固めました。

現在の入所待機者は、報道発表では約 15 万人(要介護 3 以上)となっておりますが、実際はさらにそれ以上の方(要介護 1 以上で約 52 万人)が待機していた経緯があります。

このように、地域包括ケアシステムに関連する制度は非常に不安定な状態が続いており、今まで以上に情報の錯綜や、国の方針転換が行われる可能性がございます。

今後も、本会からは継続して情報発信を行っていく予定ですが、報道発表にもご注意頂きます様、よろしくお願い致します。

柔整介護ステーション 管理者 竹川朋典

*** 茨木市福祉事務所 生活保護施術券の外部委託審査について ***

茨木市福祉事務所の生活保護施術券が、一部外部委託により審査されています。

委託先：ガリバー・インターナショナル株式会社

期 間：平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月末まで

内 容：柔道整復、あんま・はり・きゅうの請求のうち、月 100 件程度を抽出

※意見書及び施術券の発行は、福祉事務所で行われます。

平成27年10月より変更の医療費助成制度

	変 更 内 容	変 更 前 (平成 27 年 9 月施術分まで)	変 更 後 (平成 27 年 10 月施術分から)
茨木市	制 度 名 通院医療費対象年齢 所得制限	「こども医療費の助成制度」 0 歳～12 歳(小学校修了)まで あ り	変 更 な し 変 更 な し 0 歳～2 歳(3 歳到達月末)までなし

平成27年11月より変更の医療費助成制度

	変 更 内 容	変 更 前 (平成 27 年 10 月施術分まで)	変 更 後 (平成 27 年 11 月施術分から)
大阪市	制 度 名 通院医療費対象年齢 所得制限	「こども医療費助成制度」 0 歳～15 歳(中学校修了)まで 0 歳～2 歳(3 歳到達月末)までなし	変 更 な し 変 更 な し 0 歳～12 歳(小学校修了)までなし

平成27年12月より変更の医療費助成制度

	変 更 内 容	変 更 前 (平成 27 年 11 月施術分まで)	変 更 後 (平成 27 年 12 月施術分から)
枚方市	制 度 名 通院医療費対象年齢 所得制限	「子ども医療費助成制度」 0 歳～9 歳(小学 3 年生修了)まで 所得制限なし	変 更 な し 0 歳～15 歳(中学校修了)まで 変 更 な し

※本会ホームページにて乳幼児・こども医療費助成制度一覧表掲載

保険者変更通知

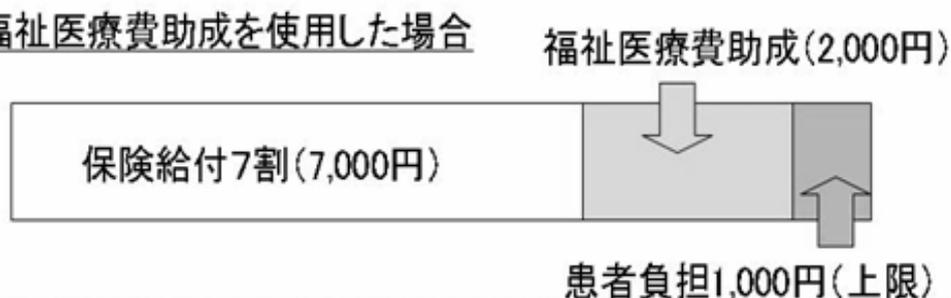
変 更 前	内 容	変 更 後	変 更 日
ユニキャリア健康保険組合 06139661	移 転	ユニキャリア健康保険組合 06142244	H27年9月7日
日研総業健康保険組合 06139414	名称変更	日研グループ健康保険組合 06139414	H27年10月1日
大阪府たばこ国民健康保険組合 273086	名称変更	関西たばこ国民健康保険組合 273086	H27年11月1日

大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合



○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



障害者や一人親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。

福祉医療費助成制度の資格を有する患者さんの負担については、上記に示す様なイメージとなっております。

また、患者さんが国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様にお願いします。